

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 令和2年5月15日改正、内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(1) 固定資産の減価償却の方法

①建物

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以後に取得したものについては定額法によっている。

②車両運搬具

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以後に取得したものについては定額法によっている。

③什器備品

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以後に取得したものについては定額法によっている。

(2) 消費税等の処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

| 科 目 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------------|-----------|-----------|-------|-----------|
| 特定資産 車両買換え積立金 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 事務所移転積立金 | 3,500,000 | 1,300,000 | 0 | 4,800,000 |
| 事業拡大費用 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小 計 | 3,500,000 | 1,300,000 | 0 | 4,800,000 |
| 合 計 | 3,500,000 | 1,300,000 | 0 | 4,800,000 |

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

| 科 目 | 当期末残高 | (うち指定正味財産からの充当額) | (うち一般正味財産からの充当額) | (うち負債に対応する額) |
|---------------|-----------|------------------|------------------|--------------|
| 特定資産 車両買換え積立金 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 事務所移転積立金 | 4,800,000 | 0 | 4,800,000 | 0 |
| 事業拡大費用 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小 計 | 4,800,000 | 0 | 4,800,000 | 0 |
| 合 計 | 4,800,000 | 0 | 4,800,000 | 0 |

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

| 科 目 | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 建 物 | 193,137 | 193,136 | 1 |
| 車両運搬具 | 7,096,724 | 5,460,835 | 1,635,889 |
| 什器備品 | 1,379,934 | 1,009,340 | 370,594 |
| 合 計 | 8,669,795 | 6,663,311 | 2,006,484 |

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

| 補助金等 の名称 | 交付者 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 | 貸借対照表 上の記載区分 |
|-------------|-----|-------|------------|------------|-------|-----------------|
| 運営補助金 | 国 | 0 | 5,300,000 | 5,300,000 | 0 | — |
| 運営補助金 | 本巣市 | 0 | 5,300,000 | 5,300,000 | 0 | — |
| 合 計 | | 0 | 10,600,000 | 10,600,000 | 0 | |

6. 退職給付関係

採用している退職給付制度の概要

確定拠出型の退職給付制度を設けており、中小企業退職金共済制度に加入している。

7. 重要な固定資産の明細及び引当金の明細

特になし

付属明細書

重要な固定資産の明細及び引当金の明細については、上記財務諸表に対する注記に記載しているため、記載を省略する。